

# 阿波市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事業

阿波市では、燃料価格等の高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業を営む市内事業者に対し、今後の事業の継続を支援するため、貨物輸送に係る事業用車両の台数に応じた支援金を交付します。

## 交付対象者

(1) 交付対象者は、日本標準産業分類に定める、下表の分類を**主たる事業**として営むもの。

大分類	中分類	小分類
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業
		特定貨物自動車運送業
		貨物軽自動車運送業

(2) 令和4年4月1日時点で、貨物自動車運送事業法の許可（一般・特定）を受けているまたは、届出（軽）を行っている法人及び個人事業主。（市内に事業所を有する事業者に限る。）

(3) 複数の事業を行っている場合は、総事業収入のうち貨物自動車運送事業による収入が2分の1以上であること。

(4) 支援金受領後も、引き続き事業継続の意思があること。

(5) 市税等に滞納がないこと など。

## 支援金の額

**【自動車検査証の記載事項を確認してください。】**

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	1台当たりの額
普通	貨物※1・特種※2	事業用	阿波市内	50,000円
小型	貨物※1・特種※2	事業用	阿波市内	25,000円
軽自動車	貨物※1・特種※2	事業用	阿波市内	10,000円

※1 貨物は、霊きゆう車、被けん引車を除く。

※2 特種は、冷蔵冷凍車・活魚運搬車・保温車・粉粒体運搬車・タンク車に限る。

**支援金の対象となる車両は、交付対象者自らが貨物自動車運送事業に使用する車両に限る。**



徳島100  
あ 00-00

普通貨物自動車（被けん引車除く）



徳島400  
あ 00-00

小型貨物自動車



徳島400  
り 00-00

軽貨物自動車

## 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）まで ※郵送による申請の場合、当日消印有効。

※申請書、誓約書等に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ商工観光課まで郵送又は持参してください。

## 必要書類

- 貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 対象車両申告書（様式第2号）
- 誓約書兼同意書（様式第3号）
- 営業していることが確認できる書類（直近1か月の収支が確認できる書類。）
- 対象車両の自動車検査証の写し（申請日時点で有効期間内のものに限る。）
- 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

**【ご提出・お問い合わせ先】 阿波市役所本庁舎2階 窓口番号④3 商工観光課**

住所：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1 電話：0883-36-8722